



(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 5月15日

埼玉県知事 大野 元裕 殿

提出者

住 所 埼玉県草加市新里町633番地
 氏 名 首都圏コンクリート株式会社
 代表取締役社長 森 厚
 電話番号 048(925)4204

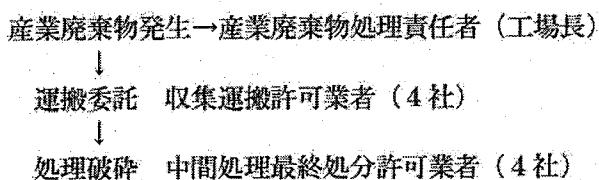
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	首都圏コンクリート株式会社
事業場の所在地	埼玉県草加市新里町633番地
計画期間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	土石製品製造業
②事業の規模	資本金：24,000,000円 令和4年度売上高：24億円
③従業員数	16人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	工場内の諸設備及び運搬車の洗浄水 → 排水処理施設にて分級 戻りコン・不良品 (砂・碎石に分別) ↓ コンクリートガラ ↓ 固化破碎物 ↓ 産業廃棄物処理委託・中間処理(破碎)
	↓ 汚泥(スラッジ水)の発生 ↓ 汚泥(スラッジ水)の脱水 ↓ ← 乾燥固化物

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥
	排 出 量	12,709.25 t	t
(これまでに実施した取組)			
①計画	1) 顧客と連携してコンクリート出荷量の適正化を行い、戻りコンクリート減量化を図る。 2) 品質管理の徹底にて不良品として発生する廃棄物を減量化する。 3) 配車計画でミキサ車の使用台数の減車に努める。 4) ミキサ車洗浄水にスラッジ水を再利用する。	【目標】	
	(今後実施する予定の取組)		
②計画	1) 顧客と連携してコンクリート出荷量の適正化を行い、戻りコンクリート減量化を図る。 2) 品質管理の徹底にて不良品として発生する廃棄物を減量化する。 3) 配車計画でミキサ車両の使用台数の減車に努める。 4) ミキサ車洗浄水にスラッジ水を再利用する。	【目標】	
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 1) 産業廃棄物置き場に種類を明示し、異なる種類の混在を防ぐ。 2) 従業員に産業廃棄物分別の意識させる。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 1) コンクリート塊を再生業者にてリサイクルする。 2) 回収骨材を再生業者にてリサイクルする。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（ 年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	t
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	t
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（ 年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	t
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	t
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（ 年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】		
現状	産業廃棄物の種類	コンクリートくず 汚泥
	全処理委託量	12,709.25 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	12,709.25 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
(これまでに実施した取組)		
処理の委託において、処理能力に支障がないよう複数の収集運搬業者と契約を締結する。また、運搬から最終処分まで契約の通り処理が行われているか確認する。		

(第5面)

【目標】排出量前年度比8.5%以下		
産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥
全処理委託量	10,800.00 t	t
優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
再生利用業者への 処理委託量	10,800.00 t	t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)		
今までの取り組みを引き続き実施する。		
※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。